

●主な使用料・手数料の改定一覧

《青文字をクリックすると、対象ページにジャンプします。》

所管課	手数料等の名称	単位	現行	改定後	関連ページ
市民課	戸籍の全部・個人事項証明(コンビニ交付)	1通	400円	450円	【市民課】 窓口手数料一覧
	住民票記載事項証明書(除票の記載事項証明を含む)	1通			
	住民票(除票を含む)の写し	1通			
	住民票の写し(コンビニ交付)	1通			
	戸籍の附票(除附票を含む)の写し	1通			
	戸籍の附票の写し(コンビニ交付)	1通			
	印鑑登録証明書	1件	200円	300円	
	印鑑登録証明書(コンビニ交付)	1件			
	身分証明書	1件			
	埋火葬に関する証明	1件			
	独身証明書	1件			
	その他の証明(行政証明書・不在証明・不在籍証明)	1件			
	税務課	所得証明書、課税証明書、住民税決定証明書	1件	200円	
所得証明書、課税証明書、住民税決定証明書(コンビニ交付)		1件			
納税証明書		1件			
その他の証明(完納証明書等)		1件			
固定資産税評価証明書、固定資産税公課証明書		1件	200円 1筆・1棟 追加ごとに 100円	300円 1筆・1棟 追加ごとに 100円	
保険年金課	国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料に係る納付証明手数料及び完納証明手数料	1件	200円	300円	【保険年金課】 証明書の交付手数料改定に関するページ
契約検査課	契約履行実績に関する証明	1件	200円	300円	【契約検査課】 契約履行実績に関する証明の手数料
市民協働ふれあい課	認可地縁団体印鑑証明書発行手数料	1件	200円	300円	
	認可地縁団体告示事項証明書発行手数料	1件			
産業振興課	農用地区域に関する証明手数料	1件	200円	300円	【産業振興課】 ①農用地区域に関する証明 ②生業用駐車場車庫証明
	生業用駐車場に係る車庫証明発行手数料	1件			
建築住宅課	市営住宅の家賃に関する証明書発行手数料	1件	200円	300円	【建築住宅課】 市営住宅について
	自動車保管場所の使用承諾に関する証明書発行手数料	1件			
都市計画課	区域区分証明書発行手数料	1件	200円	300円	【都市計画課】 地域地区及び区域区分の証明
	地域地区証明書発行手数料	1件			
道路公園課	市道認定路線証明書手数料	1件	200円	300円	【道路公園課】 都市計画道路境界明示申請書
	境界確定図等交付手数料	1件			
	都市計画道路明示手数料	1件			
	車庫証明手数料	1件			
農業委員会事務局	引続き農業経営を行っている旨の証明	1件	200円	300円	【農業委員会事務局】 農業委員会事務局のページ
環境衛生課	肉用牛売却証明発行手数料	1件	200円	300円	
高年介護課	介護保険料納付証明書	1件	200円	300円	【高年介護課】 介護保険料納付証明書の手数料改定のお知らせ
健康増進課	休日急病診療の証明書交付手数料	1通	1,000円	1,500円	
関係課	その他の証明等	1件	200円	300円	

所管課	手数料等の名称	改定後	関連ページ																																																																																		
下水道総務課	下水道使用料	下表のとおり	【下水道総務課】 下水道使用料の改定と半年間の据え置きについて																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">【現行】</th> <th colspan="2">(消費税抜き金額)</th> <th colspan="4">【25%改定後】</th> <th colspan="2">(消費税抜き金額)</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>基本使用料 (1ヶ月) 8m³まで</th> <th>超過使用料 排水量 (m³)</th> <th>使用料 (円)</th> <th>基本使用料 (1ヶ月) 8m³まで</th> <th>超過使用料 排水量 (m³)</th> <th>使用料 (円)</th> <th>差額 (円)</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一般汚水</td> <td rowspan="7">698</td> <td>9~10</td> <td>95</td> <td rowspan="7">872</td> <td>9~10</td> <td>118</td> <td>23</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>11~20</td> <td>114</td> <td>11~20</td> <td>142</td> <td>28</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>21~40</td> <td>146</td> <td>21~40</td> <td>182</td> <td>36</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>41~100</td> <td>190</td> <td>41~100</td> <td>237</td> <td>47</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>101~500</td> <td>234</td> <td>101~500</td> <td>292</td> <td>58</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>501~1,000</td> <td>266</td> <td>501~1,000</td> <td>332</td> <td>66</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,001以上</td> <td>273</td> <td>1,001以上</td> <td>341</td> <td>68</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>公衆浴場</td> <td>-</td> <td>1~</td> <td>20</td> <td>-</td> <td>1~</td> <td>25</td> <td>5</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		【現行】		(消費税抜き金額)		【25%改定後】				(消費税抜き金額)		区分	基本使用料 (1ヶ月) 8m ³ まで	超過使用料 排水量 (m ³)	使用料 (円)	基本使用料 (1ヶ月) 8m ³ まで	超過使用料 排水量 (m ³)	使用料 (円)	差額 (円)			一般汚水	698	9~10	95	872	9~10	118	23			11~20	114	11~20	142	28			21~40	146	21~40	182	36			41~100	190	41~100	237	47			101~500	234	101~500	292	58			501~1,000	266	501~1,000	332	66			1,001以上	273	1,001以上	341	68			公衆浴場	-	1~	20	-	1~	25	5		
	【現行】			(消費税抜き金額)		【25%改定後】				(消費税抜き金額)																																																																											
	区分	基本使用料 (1ヶ月) 8m ³ まで		超過使用料 排水量 (m ³)	使用料 (円)	基本使用料 (1ヶ月) 8m ³ まで	超過使用料 排水量 (m ³)	使用料 (円)	差額 (円)																																																																												
	一般汚水	698		9~10	95	872	9~10	118	23																																																																												
				11~20	114		11~20	142	28																																																																												
				21~40	146		21~40	182	36																																																																												
				41~100	190		41~100	237	47																																																																												
				101~500	234		101~500	292	58																																																																												
				501~1,000	266		501~1,000	332	66																																																																												
1,001以上			273	1,001以上	341		68																																																																														
公衆浴場	-	1~	20	-	1~	25	5																																																																														
	上記により算出した額に消費税率を乗じ(1円未満切り捨て)加算した額が下水道使用料となります。																																																																																				

●事業者向け手数料

所管課	手数料等の名称	単位	現行	改定後	関連ページ
福祉指導監査課	介護サービス事業者の指定申請等に係る手数料	1件	-	申請の種類(新規・更新)や方法(他事業との同時申請)などにより、手数料が異なります。	【福祉指導監査課】 指定申請等に係る手数料のページ